

滋賀県協同農業普及事業実施方針【令和3年3月】

基本的考え方

- **持続可能な開発目標(SDGs)**の達成を念頭に置きつつ、新たに制定した「**持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例**」(しがの農業みらい条例)、「**環境こだわり農業推進条例**」等の関係条例や、「**滋賀県農業・水産業基本計画**」等に基づき、本県農業の持続・発展と活力ある農村の構築を目指す。
- **直接農業者に接して**支援を行う普及指導員が、その特性を十分に発揮し、技術を核として、農業者と地域の関係者等との結び付きの構築等を通じて、担い手の育成・確保、農業者の所得の向上および地域農業の生産面・流通面等における革新を総合的に支援する。

普及活動の方針

地域農業を俯瞰(ふかん)し、それぞれの地域において今後の農業の目指す姿を明確にした上で、**市町やJA等の関係団体等との連携を強化し、先進的農業者とのパートナーシップの構築のもと、持続的で生産性の高い農業の推進を基本とし、次に掲げる3つの課題に重点化した活動を実施する。**

課題①

担い手の育成と経営力の強化

<支援項目>

- スマート農業、6次産業化、法人化
- 米に麦・大豆・露地野菜等を組み合わせた経営の強化
- 新規就農者確保
- 女性農業者の育成と経営参画

課題②

産地の育成と販売力の強化

<支援項目>

- 米・麦・大豆の生産性向上
- 園芸品目の多様な産地の育成
- 環境こだわり農産物の生産拡大、GAPの取組促進
- 耕種農家と畜産農家との連携

課題③

持続可能で魅力ある農業・農村の振興

<支援項目>

- 集落営農組織の維持・発展
- 集落の話合いや実践活動など、担い手を支える仕組みづくり
- 地域資源を活かした地域農業・農村の振興
- 野生獣農作物被害軽減に向けた集落の取組
- 農業排水対策等、環境に配慮した農業

普及活動の対象

経営発展や地域農業の振興を目指す**農業者**および**その集団**、**新規就農者**、経営参画に意欲的な**女性農業者**等

普及指導活動の方法

- 効果的・効率的な普及活動を実施するための**ICT等の活用**
- 技術と知識を活かした**スペシャリスト機能**と、地域の合意形成をすすめる**コーディネート機能**をもち、総合指導力を発揮
- **スマート農業**等の革新技术や経営に関する相談対応と支援
- 新たな経営展開に伴う**リスク把握とその軽減**にかかる指導
- **コロナ禍**等を踏まえ、農業者等に接するにあたって配慮すべき事項